一般社団法人日本観光研究学会「観光研究」及び「日本観光研究学会全国大会学術論文集」著作権規程

2014 年 5 月 31 日　制定
2014 年 6 月 9 日　施行
2015 年 7 月 31 日　改定
2020 年 10 月 1 日　改定
2023 年 1 月 28 日 改定（一般社団法人化による名称変更）
2026 年 9 月 11 日　改定

（目的）
第 1 条　本規程は、一般社団法人日本観光研究学会（以下、「本学会」という。）の発行する機関誌「観光研究」及び「日本観光研究学会全国大会学術論文集」に投稿される原稿の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

（定義）
第 2 条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)本著作物　本学会発行の「観光研究」及び「日本観光研究学会全国大会学術論文集」に掲載される原稿であって、著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものをいう。
(2)本著作者　本著作物の著作者（著作権法第 2 条第 1 項第 2 号）をいう。
(3)本著作権　本著作物に係る著作権（著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に定めるすべての権利）をいう。
(4)本著作者人格権　本著作物に係る著作者人格権（著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に定めるすべての権利）をいう。

（著作権の帰属）
第 3 条　本著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時に本学会に譲渡されたものとする 。
2　前項の規定にかかわらず、本著作者に本著作権の譲渡ができない特別な理由があるときは、本学会及び本著作者の協議により本著作権の取扱を定めることができる。この場合、本著作者は本著作物の投稿の際に著作権の譲渡ができない理由を本学会に対して書面で申し出なければならない。
3　前項の協議により本著作権が本著作者に留保される場合であっても、本著作者は、本学会において必要な範囲で、本学会に対し、本著作物を国内外において無償で利用（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）する権利、及びこれらの利用を第三者にサブライセンスする権利を許諾するものとする。

（著作者人格権の不行使）
第 4 条　本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。
2　前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

（本著作者による本著作物の利用）
第 5 条　本著作者は、事前に本学会に届け出て、本著作物の出版と同時に、本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトへ本著作物を掲載（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）することができる。
2　本著作者は、前項の規定に基づき本著作物を利用するときは、次の各号を順守しなければならない。
(1) 権利表示として（©一般社団法人日本観光研究学会　●●●●年（本著作物を掲載した「観光研究」もしくは「日本観光研究学会全国大会学術論文集」の発行年)）の表示を行うこと
(2) 本著作物を掲載した「観光研究」もしくは「日本観光研究学会全国大会学術論文集」を出典として表示すること
(3) 本著作物をウェブサイトに掲載するときは、本学会が提供する電子出版にリンクさせること

（著作権の保証等）
第 6 条　本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（若しくは過去に一切公表されたことがない）こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿が共同著作者全員の同意に基づくものであることを保証する。

2　本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用するときは、出所を明示し、適法引用（著作権法第 32 条）の範囲内で行わなければならない。

（二重譲渡等の禁止）

第 7 条　本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作権の譲渡、担保権の設定、又は利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（紛争解決に関する協力）

第 8 条　本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第 9 条　本規程に定めなき事項又は本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

以上